

2

ショートステイ(精神障害者短期入所事業)

精神障害者の介護等を行っている方が病気などの場合に、一時的に精神障害者をお預かりする制度です。

(利用できる方) 精神障害があり、在宅で生活している方。

(利用期間) 原則として7日以内

3

グループホーム(精神障害者地域生活援助事業)

精神障害者が、地域で共同生活を営むことを支援する制度です。食事の世話、日常生活における相談、指導等の援助を行うことにより、自立生活を支援します。

(利用できる方) 精神障害があり、一定程度の自活能力がある、日常生活を維持するに足りる収入があるなどの一定の要件を満たす方。

精神障害者 社会復帰施設

生活訓練施設

家庭において日常生活を営むのに支障のある方に、公共施設の利用方法など日常生活に必要な訓練を行う施設

授産施設(通所・入所)

雇用されることが難しい方に、自活できるよう職業を提供するとともに訓練を行う施設

福祉ホーム

住居を求めている方に、居室を提供し、日常生活に関する相談・指導を行う施設

福祉工場

通常の事業所に雇用されることが難しい方を雇用し、社会生活のために必要な指導を行う施設

地域生活支援センター

地域の精神保健福祉に関するいろいろな問題について、相談・助言等を行う施設